平成２５年度医療安全推進協議会議事録

（司会）

定刻となりましたので、ただいまより平成２５年度船橋市医療安全推進協議会を開催させていただきます。

それでは、初めに委嘱状の交付をさせていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただき、お受け取りいただきますようお願いいたします

　　玉元弘次様

　　尾崎隆様

　　杉山宏之様

　　中野由紀子様

　　加藤加代子様

　会議に先立ちましてご報告申し上げます。

　資料を確認する前ですが、資料１をご覧いただきたいと思います。「船橋市医療安全支援センター設置要綱」をご覧ください。第７条第２項に「協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない」とされておりますが、本日の協議会には定数５名中、５人の委員のご出席をいただいておりますので、規定により会議が有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。

また、本日の会議は公開としておりますが、傍聴の希望者はおりませんでしたので併せてご報告いたします。

なお、会議の議事録につきましては、市のホームページ等での公開となりますので、ご承知おき願います。

　それでは、会議の開催にあたり、船橋市保健所長よりご挨拶申し上げます。筒井所長よろしくお願いいたします。

　（筒井所長）保健所の筒井でございます。よろしくお願いします。

　医療政策につきましては、平成１１年横浜市立大での患者取り違え事件、都立広尾病院での薬の取り間違えによる患者死亡事件があり、平成１３年に厚生労働省は医療安全についてしっかりやって行こうということで組織に部屋が設けられました。医療安全対策会議が開かれ、ヒヤリハット事例を集めていきましょうということで事業がスタートしています。

　全国自治体に対しては、平成１５年４月に特定機能病院や臨床研究病院に対して監視体制を強化することになりました。その後、平成１８年福島県の病院で産婦人科の帝王切開で大出血が起こり、医師が逮捕されました。医師が責任を問われることはありませんでしたが、平成１８年の国会で良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律が成立し、管理者の職務を規定することとなりました。病院が医療安全をしっかり行うということです。また、行政としては自治体が設置する医療安全支援ｾﾝﾀｰで医療安全に取り組むということで、医療機関、行政の両方で医療安全に関してしっかりと取り組むようにとなりました。その後、産科医療保障制度などもできました。

　私は平成２０年に国から船橋市に来て、自治体に来てみますと医療安全施策はなかなか進んでいないとわかった。本市においては、患者からの相談をうける受けの対応はありましたが、医療機関に対する研修や協議会等積極的な総合的な体制は行われていませんでした。そこで船橋市においてしっかり行っていこうということで、ようやく協議会の開催にこぎつけたということです。研修会については、途中で何回か開催し委員の方にもご出席いただいているところです。

今後さらに医療安全に取り組んで千葉県千葉市に負けないようにしたい。ご助言、厳しい指摘をいただきながら関係機関とタイアップしていきたいと思います。以上、長くなりましたが、私のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

ありがとうございました。

それでは改めまして、本協議会の委員をご紹介させていただきます。

船橋市医師会副会長　　　玉元弘次委員でございます。

船橋歯科医師会副会長　尾崎隆委員でございます。

船橋薬剤師会副会長　　杉山宏之委員でございます。

千葉県看護協会　　中野由紀子委員でございます。

元船橋市医療安全相談員　加藤加代子委員でございます。

なお、本日はオブザーバーとしまして、水木麻衣子様にお越しいただいております。ご紹介は後ほどさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、保健所職員を紹介させていただきます。

<職員紹介>

それでは、配布してございます資料を確認させていただきます。

以上の資料を本日配布してございますが不足等はございませんでしょうか。

　それでは、議事に入ります前に、本協議会の会長及び副会長の選出でございますが、要綱第６条第２項に、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっております。どなたか、ご推薦ありますでしょうか。

　（杉山委員）「会長に玉元先生、副会長に尾崎先生を推薦します」

　（司会）杉山委員よりご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

それでは、会長を船橋市医師会の玉元委員にお願いし、副会長を船橋歯科医師会の尾崎委員にお願いしたいと存じます。

それでは早速ですが、玉元会長よりご挨拶と以後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

（玉元会長）

会長を仰せつかりました船橋市医師会副会長の玉元でございます。初めての会議でございますが、会長を仰せつかりましたので皆様と一緒に考えていきたいと思います。

本協議会は、「船橋市医療安全支援センター設置要綱」に基づき、船橋市の医療安全対策を総合的に推進するため、センターの運営方針及び業務内容の検討等を審議していただく会議です。

医療安全の推進や医療事故防止に関する社会的関心は依然として高く、医療従事者には、市民の医療に対する信頼の確保のための努力が求められることころでございます。

こうした背景のもと、当協議会におきましても、これを踏まえて船橋市の医療安全対策について協議していきたいと思います。

本日は、保健所から事業の報告等があります。各委員の皆様にそれぞれの立場でご意見をいただき、また、ご自身の所属で実施されている医療安全対策等についてもご発言をお願い致します。

それでは、議題の１番目ですが、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議題１と２をあわせて説明いたします。

資料１は、船橋市医療安全支援センター設置要綱で２５年１０月１日に施行となっております。

要綱制定に至った経緯を説明いたします。

資料１－①をご覧ください。医療法の一部改正があり、平成１９年４月１日施行ですが、医療法第６条の１１に、・・・保健所を設置する市、船橋市はここに含まれますが、次に揚げる事務を実施する施設「医療安全支援センター」を設けるよう努めなければならない。この文言が追加されました。

資料１－②をご覧ください。医療安全支援センター運営要領です。この要領を基に要綱を制定いたしました。

１ページ目をご覧ください。

４　運営体制（１）センターの設置・運営

①保健所設置市にセンターを設置することを基本とする。とあります。

③センターには、患者・住民からの相談等に対応するための「相談窓口」及び当該センターの活動方針等を協議するための「医療安全推進協議会」を設けることを基本とする。とあります。

後ほど、ご説明いたしますが、船橋市では「相談窓口」は平成１８年度から設置しており、研修会を平成２３年度から実施しております。今年度から「医療安全推進協議会」を設けることでセンターとして機能することとなります。

①センターの業務ですが、２ページ目（保健所設置市センター）の部分をご覧ください。

ス　患者・住民からの苦情や相談への対応

セ　医療安全推進協議会の開催　等となっております。

この部分を要綱第３条に記載しましたので資料１を合わせてご覧ください。

２ページの（２）相談窓口について、医療に関する患者・住民への相談等へ適切に対応するため、センターに「相談窓口」を設けることとございますが、船橋市の相談窓口につきましてはこの要領に則り現状運営しているところでございます。

４ページをお開きください。（３）医療安全推進協議会についてですが、③業務のア～オについて、資料１要綱第５条第２項に記載しましたのでご覧ください。要綱第５条第２項により、協議会の所掌事務は、（１）センターの運営方針及び業務内容の検討（２）センターの業務の実施に係る関係機関及び団体との連絡調整（３）相談窓口の個別相談事例等のうち、重要な事例、専門的な事例等に係る助言（４）医療安全の推進のための方策の検討（５）前各号に揚げるもののほか、センターの業務に関する重要事項の検討となっております。

また、参考資料といたしまして、資料１－③「医療法に基づく医療安全対策の推進について」をお付けしました。

医療機関の管理者に求められる対策については、医療法第６条の１０、施行規則第１条の１１及び通知に記載がございます。

また、裏面にございますが、２．医療安全対策を推進する地方自治体の役割については、医療法第６条の９に保健所を設置する市は医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。となっております。医療法第６条の１１医療安全支援センターの設置の記載がございます。また、通知「平成２５年度の医療法第２５条第１項の規定に基づく立入検査の実施について」に基づき、立入検査時に医療安全対策の状況について確認をしてございます。

通知については、資料１－④と⑤を参考までに付けました。後程、ご確認いただければと思います。

議題１と２については以上です。

（玉元会長）

ただいまの発言につきまして、質問ご意見はありませんか。

（玉元会長）

厚生労働省からの通知が平成１９年３月３０日にあったようですね。こういう通知は県の医師会から来るのですが、協議会の開催にタイムラグがあったのはなぜですか。

（筒井所長）

まず協議会の設置の必要性ですが、これはさっき説明があったとおり法令で定められているわけですが、実際どのくらい設置しているのか県内で調べたところ千葉県内において該当するところは、千葉県、千葉市、柏市、船橋市が該当するわけですが、その中で協議会を設置しているのが千葉市のみでした。研修会についてはどこも行っていなかった。だから研修だけでもやっていこうと。船橋市がやった後、千葉県がすぐそのあと行った。担当者たちも千葉県がやってないからやらなくていいのではという認識だったが、私も国にいましたから調べたところ、関東でやっていないところは千葉県のみだった。もっと全国ベースでやっていこうと。こういうわけでございます。

（玉元会長）良くわかりました。

（玉元会長）では、議題３に移ります。実績報告。事務局からお願いします。

（事務局）

議題３について、実績報告をさせていただきます。

資料２をご覧ください。

初めにお断りですが、１ページ目　２）以降は平成２１年度から千葉県医療情報提供システムを利用して管理している関係で、２１年度以降の実績を掲載しています。

１）相談件数で平成１８年度から平成２４年度までの年間相談件数はグラフのとおりです。

平成１８年度は６月から相談業務を開始し、約３００件の相談や苦情がありました。１９年度は前年度より約１００件増加しています。これはいわゆる薬害肝炎問題でフィブリノゲン製剤を使用した病院が公表されたことによる相談が多かったことによります。２０年度は前年度より相談苦情が減少しております。肝炎問題の相談件数が減少したためと思われます。２１年度は前年と比べあまり変化がありませんでした。２２年度からについては、資料２、４ページ目の６）相談内容の分類をご覧ください。表の見方ですが、平成２１年度から２４年度まで列で記載があります。行ですが、苦情・相談の分類です。上から苦情医療過誤・医療事故・と続き、その他まで）と相談（上から健康や病気、医療機関紹介・案内、と続きその他まで）に分け、内容に応じて分類しています。２２年度の一番下の行総計欄をご覧ください。総数は３６６件で２１年度より８０件の増加でした。内訳ですが苦情の一番上の行：医療行為・医療内容が２２件増加しており、相談の一番上の行：健康や病気が２４件、増加しています。２３年度についてご説明いたします。一番下の行をご覧ください。総数は４３４件で前年度より６８件の増加で、苦情の上から二番目：医療過誤・医療事故が微増で、相談の一番上の行：健康や病気が５０件増えています。２４年度についてご説明いたします。２４年度の一番下の行をご覧ください。総数は６１６件で１８２件増加しています。ある歯科医院が突然閉院したことによる苦情・相談が５１件含まれます。また、苦情の一番上の行：医療行為・医療内容と苦情の上から３番目従事者の接遇が増加となっています。

資料２－①は、平成１８年度～２４年度の医療安全相談対応状況の実績をまとめたものですので、後程ご覧ください。

次に薬局等における相談事例について、事務局の西口より報告いたします。

薬事に関することは、それほど多くありませんが過去の相談事項としては、

○医薬品の用法、用量、副作用の詳細

○医薬品間及び健康食品との相互作用

〇薬事関連法規に関すること

〇薬局の接遇に関すること

などがあります。

では、具体的に保健所に寄せられた相談、苦情事例について何点かお話しします。

接遇に関する苦情では、

医療機関で体重を測定したのに、なぜまた薬局で子供の体重を聞かれるのか。薬の量に疑いがあるなら医師に尋ねるべきではないかとの苦情が寄せられました。

対応としましては、薬局では医療機関で測定した体重が分からないので、疑義があるわけではなく、現在の体重を確認する為に尋ねたと思われる旨を伝え納得されました。

なぜ聞いたか丁寧に答えてくれなかったため、不安になってしまったとのことでした。

薬剤師には安全とともに、安心させてほしいとのことで、市民の声として薬局にもお伝えしました。

後発品への変更に関する苦情もありました。

後発品を使用していたら副作用が出たので医師に先発品を処方してもらったが、薬局が後発品を調剤した。間違ったのに反省していないようなので立入して指導して欲しい。とのことでした。

薬局に状況を確認したところ

まず、先発品から患者の希望で後発品に変更し調剤したとのことです。その後は、後発品の処方せんが出ており後発品を調剤していたが、今回、再び先発品の処方せんを持って持参し、後発品でいいか確認して投薬しようとしたところ、苦情になってしまったとのことでした。

先発品にも変えられるように用意もしており、医師の変更不可のサインがなかったことからも、対応が難しかったこととは思いますが、処方せんの薬の記載内容が変わったことがわかっていたことから、ちょっとした声かけや医師への確認など配慮があればよかったのではと伝えました。

調剤過誤による事例も何件かあります。

アレルギーのある薬を、疑義照会を行わないまま調剤してしまい、患者に健康被害が出てしまったとの報告がありました。薬歴上に記載はあったが、その情報を見落としてしまったとのことでした。対策としてはアレルギーのある薬剤の処方が入力されたときの、注意喚起画面が表示されるようにシステム設定を行ったとのことですが、職員の意識の問題が最も大切だという患者からの指摘を受け、意識の徹底と指導を強化していくとのことでした。

他にも、苦情ではありませんが、偽造処方せんが薬局に持ち込まれた事例がほぼ毎年、保健所に報告されています。ぜひ注意していただきたく思います。以上です。

資料２－②は、研修会の実績です。

医療安全研修会は対象を医療安全管理者等として、平成２３年度と２４年度に１回ずつ実施しました。

２３年度は公益財団法人　日本医療機能評価機構　医療事故防止事業部長の後先生に「医療事故に対する原因究明と再発防止方法について」と題して、ご講演いただきました。

２４年度は船橋市立医療センターの唐澤先生に「医療機関の医療安全対策の組織的な取り組み～医療事故発生！そのときどうする！～」と題して、ご講演いただきました。

また、患者相談窓口担当者連絡会として病院の相談窓口担当者を集めた研修会を２４年度に２回、実施しました。東京大学大学院医学系研究科で特任研究員としてご活躍の水木先生にご講義をいただき、その後グループワークとして事例検討を実施しています。

今回、オブザーバーとして水木先生に来ていただいていますのでご紹介します。先生にご専門の医療安全支援センター支援事業についてと連絡会の状況について少しお話を頂戴したいと思います。

（オブザーバー水木氏）ここにいらっしゃる委員の方で既に連絡会でお会いしたことのあるかたもいらっしゃいます。ありがとうございます。なぜ私がここにいるのかということをご説明いたします。厚労省の通知「医療安全支援センター運営要領について」の５　国による支援事業があります。平成１９年から東大大学院医学系研究科医療安全管理学講座が国から補助金を頂戴して支援センターを何とか盛り上げていくようにと、委託事業を受けています。そのご縁で船橋市に来させていただいています。医療法を見ていただくとわかりますが、行政に相談苦情窓口を置く、特に行政権限を発動するものではないのですがそういう格好になっている。住民としては行政にあるから医療機関を指導して欲しいという種類の要望が期待値としては高い。しかし、患者さんに正しい受診方法を啓蒙する、それも個別事例を通してということで葛藤の多い仕事となっています。先ほど全国ベースという話がありましたが、実は船橋市は先進的です。こういうたてつけになっているので、やらなければやらないでいい、努力義務です。しかも頑張れば葛藤が増えるという。船橋は歴代の相談員対応が丁寧で力量があるということで、医療と名のつく相談は全てうけて頑張ってなんとか食い止めているのが実情です。

　また、病院窓口担当者連絡会議の紹介がありましたが先進事例です。全国でやっているところは数箇所しかない。相談員を集めてというのはゼロに近い。行政が何かするのではなくむしろ支援に回るべきじゃないか。頑張っていただくのはむしろ病院の相談員さんですよということで、保健所の相談員は企画から運営までしています。多くの行政の研修パターンとしては講義形式がありますが、それでは相談技量が上がっていきませんので、グループワークをやっています。私はここで講師と書いていただいていますが、そういうことではなく相談員が自由に発言できるように、お手伝いをしているだけ、相談員さんと保健所のチームワークのなかで行っている。印象的なのは病院相談窓口担当者で来られている方はリピーターが多い。楽しいのと業務のガス抜きになるのと、他の病院の取り組みを知れるメリットがあるからだと思います。その方たちがグループワークの中でファシリテーターになっていくのですね。いい循環が生まれていると思います。大変だとは思いますがこういったことを地道に続けていただきたいなと思うのと、最後に船橋で特徴なのは、問題意識があることです。行政の中で問題意識が無いので受け身からなかなか脱却できないところがある中、船橋は所長の考えの元、一歩先に出ようという体制を頑張っていることです。協議会は非常に重要な機能でして、実は窓口で受けた相談を現場にどうフィードバックしていくか、ここが拠点になろうかと。病院患者サポート体制充実加算ができましたし、病院の研修先も無くて路頭に迷っている状況ですから、協議会でこういう研修があるよということを発信していただければと思います。以上です。

議題３については、以上です。

（玉元会長）

私は平成２４年度第２回病院窓口担当者連絡会に参加いたしました。参加者の内、医師は私で、歯科医師はその時の歯科医師会長です。

私の印象は「こんなすごいことやっていたの。」と私は考えました。ほとんどの病院のソーシャルワーカーの方、相談窓口の方が来ていました。一同に会して集まっている。書類を持ち寄りディスカッションしている。びっくりして、来てよかったなと。少し話はずれるのですが、厚労省が目指している地域包括ケアシステムの関係でコーディネータとしてのソーシャルワーカーの役割っていうのはオーバーラップすると思います。病院で苦情の窓口を受けながら、地域連携をやるのがソーシャルワーカーですので。両方の顔を持つという。片方で保健所の企画としてやられているという。私は嬉しく感じた次第です。水木さんに船橋市に着目していただきまして、現保健所長の思惑通りなのかなと、非常にいい方向に向かっているのかなと感じている次第です。

　他にありますか。

　（尾崎副会長）

　私は２５年度第１回病院窓口担当者連絡会に参加いたしました。

　（玉元会長）

　私の所に案内が来なかったのではないでしょうか。行きたかったのですが。

議題４について。平成２５年度研修会の開催予定について御説明申し上げます。

資料３をご覧ください。

医療安全相談統計で今年度上半期分、４月から９月までの上半期で３１２件となっており、前年度並みの件数６００件位になると予想されます。特出すべき内容等はございません。

資料３－①をご覧ください。

平成２５年度研修会実績及び計画です。

「病院全体で考える医療安全～医療安全確保の鍵は職員のコミュニケーション～と題しまして、東京大学医学部付属病院救命救急センター・医療安全対策センターセンター長の中島勧先生をお招きし、平成２５年１２月６日に開催する予定です。また、患者相談窓口担当者連絡会については、今年度も２回実施する予定です。第１回研修会については６月２８日に実施済で、第２回は平成２６年１月～２月に実施する予定になっています。このような計画となっております。ご意見をいただければと思います。

議題４については以上です。

（玉元会長）

質問等ありますでしょうか。

（中野委員）

相談窓口は毎日いるのでしょうか。相談の手段は。

（事務局）

平日の９時から５時でおります。

基本は電話での相談で、来所やメールの場合もあります。

（中野委員）

他に相談することはあるのでしょうか。

（事務局）

相談が他部署に関係する場合もあります。その際はこちらから連絡します。

（筒井所長）

補足しますと、医療機関に問題があると思われる場合は、医療機関にアクションを起こします。立入検査ではないですが、お邪魔する場合もあります。

（尾崎副会長）

メールで１件ですが、これは通常の相談でしょうか。というのはメールというと、通常の相談でない傾向があると思うのですが。

（事務局）

先生がおっしゃるとおりです。メールは保健所にも来ますし、船橋市役所全体として医療相談のメールが来た場合、これは医療相談ですねと保健所に回ってくる場合もあります。メールの相談については、相談者の思いが強い困難事例が多いのは事実です。対応が長期に渡ることになります。

（玉元会長）

　思い出しました。今年度第１回の連絡会の日の６月２８日は他の会議がありまして欠席でした。

　医師会の方に苦情が来た場合は、両方の意見を聞くようにしている。訴訟になるような事例はここ数年無いのですが。警察は絶対に被害者の立場にたつという、この相談窓口は両方を責めないという感じかなと。お互いの誤解を解いてあげるのが必要かなと常々思っています。

　議題の５についてお願いします。

（事務局）

議題５について

医療機関立入検査（医療安全部門）結果についてご報告いたします。

資料４をご覧ください。平成２４年度病院立入検査における医療安全に関する主な指導事項です。事故報告が全職種から提出されるための対策や事故レベルの定義等、重大事故発生時の体制整備等をお願いしております。

なお、診療所については１１件立入検査を実施しておりますが、医療安全対策について適正に実施されており、指導した施設はありません。

議題５については以上です。

（玉元会長）

診療所と歯科と合わせてですか。

（事務局）

そうです。

（玉元会長）

医療安全は突き詰めていかなくてはいけないのですが、ゼロにはならないような気がします。この協議会で前へ進んでいきませんと、そのための協議会ですので、一緒に考えていきましょうか。

議題６について

医師会、歯科医師会、薬剤師会の委員の先生に会が医療安全対策につきまして、どのようなことを実施しておられるか、アンケートをお願いしてございます。委員の先生方に発表をお願いいたします。

（玉元会長）

医師会は平成２３年度、２４年度研修会は１回ずつ実施しています。

講師は、２３年度は順天堂大学の小林先生、２４年度医師会の小児担当の小口先生にお願いしました。他の研修会への参加は２４年度に１回。情報があれば会員にファックスやメールで周知するよう徹底している。医療過誤については、２２、２３、２４年に１件ずつ計３件ですね、県医師会の医事紛争特別処理委員会にあげて委員会で有責と認められたのは３件です。医療過誤はほとんどの場合医事紛争になりますので、地区医師会ではなくて県の医師会レベルでやっていただいている。

（尾崎副会長）

歯科医師会は医療安全対策というテーマでは２年おき位、２１年度に東京歯科大学の井上先生に医療トラブルに関して、２２年度以降は我々の勉強と同時に危機管理という面で、毎年、東京歯科大学の麻酔科の先生に来ていただいて、救急実習、２３年度に接遇の先生をお呼びして講演を行った。

船橋市防災課の方をお招きして、災害が起こった時の研修会を行った。さざんか歯科診療所で摂食嚥下ということをここ１０年程やっております日本大学の上田幸一郎先生、日本歯科大学の菊谷先生をお呼びしたりして、直接的には自分自身の勉強のような感じですが、見方を変えれば医療安全対策につながるのかなと。ちなみに休日歯科診療所では、毎年、医療安全の研修会を開いています。

（杉山委員）

アンケートを私は見ていないので、覚えている範囲でお話します。２２年度弁護士さんの県の伝達研修という形で、支部で行いました。注射剤の取扱の仕方、２３年度は県薬剤師会が行った研修の伝達講習で薬局での対応がトラブルになる、接遇について支部でもスモールディスカッションをし発表し合う、２４年度は県薬務課からいただいた色々な事例を発表してそれをさらに討論するのが１回、パームツリーという分析方法があるが、ヒヤリハットが上がってきたものを事故が起きないようにするにはどうしたら良いかという、県の伝達講習を支部で開催しました。今年度は、保健所の西口さんにお願いし、行政に寄せられた薬剤に関する苦情を講演していただいて、私たちが市民のために行っている４か月健康相談にお薬相談コーナーということで月４回薬剤師が２名ずつ入っている、そこに寄せられた相談、薬局で行うべきトラブルにならないようにするための説明を充実してくださいという、トラブルに至らないための活動を促すようにしています。

（玉元会長）

弁護士の先生の講習は医師会でもやっています。法医学の先生、杏林大学の佐藤先生、私の恩師ですが、東京都の監察の先生をお呼びしての研修会や講演をやっている。尾崎先生がおっしゃるように、少し広げれば医療安全につながっていくと考えます。

（尾崎副会長）

ここは２２から２４年度の３か年ですが、船橋は事案が多いということで、千葉県の歯科医師会の執行部が変わりましてベテランの先生をお呼びしてクレーム対応の講習会を開催する予定です。

（中野委員）

県看護協会では、この地区は東葛南部で支部を持っています。年２回講習会をしています。近々１０月に研修会をしましてスタンダードプリコーション、バンコマイシンのこともあり、医療施設、在宅で基本的なスタンダードプリコーションについてやっています。

船橋と鎌ヶ谷の管理者会の中では東京大学の副看護部長さんをお呼びし院内暴力に関する研修会、施設内もあると思うが患者さんの暴力を防いでいくそのような研修会を行っています。

資料５をご覧ください。VREについて報告。

（玉元会長）

たまたま病院の先生と知り合いで話したことがあります。他の抗生剤はどうだったのですか。

（筒井所長）

抗生剤は効く薬がありました。不要に抗生剤で陰性化させるという手段は積極的にはとっていない。どんどん耐性化させてはいけない。

病院自体が記者発表している。

（玉元会長）

培養をかけますとかなり菌が出てくるが、特に尿培養はですね。これVREだから院内感染だからということですかね。

（筒井所長）

千葉県においては確認されたVRE院内感染は初めてだった。

（玉元会長）

病院の対応としては問題が無かったのですかね。

（筒井所長）

問題がないかというとそういうわけではなく、拡大していったことと、遺伝子解析の結果、一致していますので、手指消毒がきちんとしていれば起こらない。一人でも手をしっかり洗っていない人がいると結果的に病院全体がこうなってしまう。引き続きしっかりお願いしたいと思っています。

（加藤委員）

医療安全相談を担当し、この３月で退職しました。

医師会と歯科医師会の先生にお願いですが、医師会の方への相談を受けた時に事務の方にすぐに対応していただきたい事例がございましてご相談したいと思います。

（玉元会長）

昼間は、医師は事務局にいませんので。医師は診療をしておりますよね。まずは事務局に話を持って行っていただいて。担当の理事がいたとしても、その理事の独断で決めることはしない。理事会で協議をした上で方向性を見出していますので。多少時間はかかります。理事会は２週間に１回です。３週間待ってもらう場合もあるかもしれない。

（加藤委員）

歯科医師会の先生にこの資料を見ていただければわかるのですが、平成２４年度に非常に事例が多くて、歯科医師会の先生で直接私に回してくだされば対応します、と言ってくださった先生がいらした。相談者は待てないですから。余計トラブルが大きくなってしまう。先ほど県の方からも船橋は相談件数が多いのでとお聞きした。早くやらないと、ということで僕が相談に乗りますと言っていただいた。答えをすぐ出すのではなくて対応できるということがわかれば苦情者は安心します。

（尾崎副会長）

歯科医師会は理事会ではなくて三役が対応する。会長、副会長、専務で。重たい事案もありますから。今おっしゃった事例についてはどなたが対応したのか聞いていませんが、歯科医師会ではそのようにやっています。ただ、どうしても歯科医師会の会員ではなかった場合は法人としての会としては対応できない。ですから医師として個人的な対応をしてくれたのではと思います。

（加藤委員）

対応が早い方が良い結果がでているような気がしますので。

（玉元会長）

とりあえずの対応は担当理事がすることになっていますが、最終的な結論は理事会でするっていうことでやっていますので。医師会の苦情は役員が全員認識しているということです。

（玉元会長）

本日の議事につきましては、以上で終了とさせていただきます。

（司会）

　これをもちまして、協議会を終了いたします。